

令和7年度 会費並びに入会金徴収規程

公益社団法人 三重県バス協会

第1条 本会の会員に対する会費は、次のとおりとする。

(1) 均等割 1事業者に対し月額

① 一般旅客自動車運送事業者 30,000円
但し、5両未満の会員にあっては20,000円とする。

② 特定旅客自動車運送事業者 15,000円

(2) 車両割 在籍車両1両につき月額 950円

第2条 前項の会費は、前年度12月31日における運輸支局届出在籍車両数により会長が決し、会費支払通知書を発行して徴収する。

第3条 会費は年4期に分け納付するものとし、その納付期日は会費支払通知書発行月の月末までとする。

なお、会費支払通知書発行月は、原則として各期の初月とする。

第4条 本会に新規加入するものは、次の入会金を納付するものとする。

(1) 入会時在籍車両1両につき 30,000円

(2) 直近決算年度における正味財産合計額を当該決算時点の会員数で除した金額(10,000円未満の端数は切り捨てるものとする。)

第5条 会費徴収期の間において新規加入したのものに対する会費は、入会月から月割により徴収する。

以上。